

ないで、しっかりと発注者責任を果たしていくという  
ことを強く求めて、質問を終わります。

○平山誠君 みどりの風、平山誠です。

今日は、瓦れき広域処理に関して支給されまし  
た交付金について少しお伺いいたします。

昨年、交付されましたことで、瓦れき広域処理  
を表明すれば、ただ単に手を挙げれば支給され、  
もって瓦れき処理されなくても返す必要がないよ  
うなような文書が出されたと聞いております。そ  
して、このことに対して環境省の方のコメントを  
新聞なんかで見ますと、交付金の支給については  
今後厳密に対応して調べていくけれども、支給さ  
れたものに関しては返還は求めないものとする  
というコメントが各新聞には出ておりました。

これちょっと少しおかしいかなと思って今日は  
お聞きしたいんですけれども、普通は、交付金と  
いうのは、欲しいよというところで要求が、要望書  
が出され、それを国が厳密に調査して、公明正大  
に要望された事業に対しては交付しようと思  
うけれども、所得税の二・一％、二十五年間上乗せ  
しては、所得税の二・一％、二十五年間上乗せ  
そして来年から住民税、十年間千円上乗せという、  
国民が一丸となって東北の町、東北の人々を支援  
しようという、本心に血税であります。その血税  
の使い方がちゃんと間違っているんじゃないかな  
と思っています。

そのことにつきまして、環境省の瓦れき処理と  
か除染作業、どのぐらいの予算だったんでしょ  
うか。

○政府参考人(梶原成元君) 環境省におきます  
復興予算でございますけれども、二十三年度の一  
次補正、二十三年年度の三次補正、それと二十四  
年度の当初予算額、二十五年年度の当初予算額合  
わせて、復興予算総額は二兆七千六百三十六億  
円になってございます。そのうち、先ほど来の災  
害廃棄物に関する物件でございますけれども、災  
害廃棄物に関する予算につきましては、同じよう  
に二十三年年度の一次補正から二十五年年度の  
当初予算額合わせまして一兆七千九百九十一  
億円を計上しているところでございます。

○平山誠君 今までの環境省さんが、先ほど各委  
員からの質問もありましたが、環境省さんが持  
っていた予算から比べ、この三・一一以降、非常  
に大きな予算が環境省に担当されました。

これ、お手元の資料を配付してございますが、私  
はメディアの情報が二〇〇％とは思いませんけれ  
ども、ここに書いてあるのは、「広域処理未実施  
で交付金 がれき以外に九割支出」、交付金百二  
十億円に対し、約一〇％の十億円が広域処理  
した自治体へ、そして約九〇％の百十億円が広  
域処理しなかつた自治体や団体へと書いてあり  
ます。また、もう一つのお出ししてあります新聞  
には、

交付予算、瓦れき検討だけで二百四十四億円、こ  
のうち七十億円以上は、通常なら自治体が負担に  
なるものを全補填した上乗せ交付金として記せら  
れております。また、この表を見ますと、北海道で  
二十八・三億円、秋田で一・七億円、それと三・  
四億円、群馬では十一・三億円と三・八億円、埼  
玉では三十六・四億円、東京都では五十一・三億  
円と十八・九億円、京都は二・九億円、大阪府は  
何と八十六億円と書いてあります。

大臣、これ事実なんですか。大臣はこのこ  
と、大臣に聞いていますね、大臣はこのことを専  
実と思ってるんでしょうか。大臣は御存じなん  
でしょうか。大臣はどう思いますか。大臣はどう  
思いますか。

○委員長(北川イッセイ君) まず、梶原部長か  
ら答弁してください。

○政府参考人(梶原成元君) 今の御指摘でござ  
いますけれども、復旧復興予算を活用した循環型  
の交付金の予算額については、二十三年年度の三次  
補正と二十四年度の当初予算額で合計三百十七億  
円になっております。そのうち、今、広域処理に  
活用されたものについては……

○平山誠君 知っているか知らないかだけですか  
。○政府参考人(梶原成元君) 十五団体のうち合  
計百二十億円でありまして、広域処理を受入れを

したところについては十二億円、広域処理を受入れをしていない団体、十団体について百八億円、合計百二十億円を使っているというところでございます。

○国務大臣（石原伸晃君） 今部長の方から御答弁させていただいた数字は承知しております。

○平山誠君 このほどんごがごみの焼却施設の建設費、ここにもう一枚皆さんのところに、お手元にありますけれども、これは環境省が、各都道府県に瓦れきを受け入れてくださいますよ、もし瓦れきを受け入れて、考えてきたときに、表明していただいたときに、もしも瓦れきを受け入れなかった場合は諸条件に応じて返す必要ありませんという書類がここに皆さん、出しているんですよ。この書類はちゃんと環境省の課長さん名で出した書類です。これね、本当にさっき言った、国民が二十五

年間必死になって納めていくお金ですよ。こんなんでいいんですかね。それをただ知っていますというだけでいいんでしょうかと私は思います。

ただ、これさっきと堺市、この最後に見ました、八十六億円ということで大きいので、私を支援していらっしゃる方々がさっきと調べていただきました。堺市は、当初、清掃工場の建設・改修事業の交付金を循環型社会形成推進交付金の通常枠で環境省に大阪府を通じて要望を入れたと。それに対し、環境省は、大阪府を通じて堺市に通常枠か

ら復興復旧枠、つまり復興予算に移行するようにと。平成二十四年一月から二月、三回にわたって文書、文書で堺市に要請しているんですよ。大臣、このことは御存じですか。

○国務大臣（石原伸晃君） 承知しております。

○平山誠君 これ、問題じゃないですか。手を挙げてくださいますと言っているんじゃないんですよ。ほかのことで循環型の方で通常にごみ焼却場の枠をいただきたいと言っていたら、国の環境省の方から復興費使ってくださいよ。おかしくないですか。

それで、堺市からいただいた環境省とのやり取りの書面があります。これは堺市の課長さんの御担当者様から、環境省の課長さんが出したり、質問したり、質問返ってきたり。この中でいろんなそうなるよ、ほかのいろんな書類、災害廃棄物の受入れ表明の書類とか必要じゃないんですかと出すと、環境省から答えが、今回は要りませんと。そして、もし受け入れなかった場合、国への何かの報告は必要なんじゃないんですかと言うと、ここに、現在は求めていません。これ、実際に環境省と堺市が大阪府を通じてファクスで答えを合っている文書です。これ、おかしくないですか。これ、問題じゃないですか。手を挙げたところ、表明したところには、まあ、この最初の通常文書で返さなくてもいいよということが書いてありま

すから、それは法令として認めましよう。しかし、法令でも認めていない、表明もしていない者に、予算が余っちゃったのかどうか知りませんけれども、使ってくださいよというのはおかしくありませんか。大阪府と環境省が何かぐるになって、お金が環境省に、先ほども言ったとおり、今までやりたくさん集まり過ぎたのでどうにかしなきゃならないと。これ、言葉悪いですけども、俗に言う振り込め詐欺というんじゃないかと、これ振り込む詐欺という何か新しい言葉になっていくような事態なんじゃないですか。これ犯罪じゃないんですか、大臣。

○国務大臣（石原伸晃君） 詳細な当時の環境省と大阪府のやり取りについては部長の方から答弁をさせますが、前政権をかばうわけではございませんけれども、前政権下で、多分、広域処理、なかなか、やってくれと言ってもやってくれないと、どうしたもんだということでも、当時判断して、実施しなくても返さなくていいよみたいなことを言ったのではないかと推察をするわけでありまして、私もさっき、こういうことが仮に今後起こったなら、こういうことのないようにいたします。

○平山誠君 これ、前政権と違っていただきますけれども、二十五年になってからも、環境省のやり取りでも同様のことがあります。二十五年一月十七日、二十五年二月四日、環境省から堺市へもう通常支

## 【未定稿】

平成25年6月11日 環境

給されるよ」という内示が出ています。これは現政権下なんでしょう。前政権から、これ役所ですから、前も後ろもないですよ、与党が自由民主党だったからこうなったとかというので環境省のやり方が変わったのは大きな間違いだと思います。今年度になってもそういうことで内示された。要するに、別に前政権が良かったから悪かったから、今政権が良かったから悪かったからだとは思わないんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（石原伸晃君） 先ほども申しましたとおり、当時はやはり広域処理を誰もやってくれないと、そういう中で窮余の一策としてこういう政策を取られたんだと私は思うわけです。

二十五年のお話をされましたが、それはもう既に二十四年度の話のリメイクしただけではないかと、前政権が約束をしましていいよと言ったものを、今度政権交代になってこれを返済しろと言ったら、私は行政訴訟も起こるんじゃないかと懸念します。

○平山誠君 大臣、違うんですよ。よく考えてください。これは、表明をしてください。表明したら、もしかしたら瓦れき処理しなかったら返さなくていいですよ。堺市の場合は、表明もしていない、申し込んでもいないと言っているんですよ。関係者が何回も、私たちはお断りしたい、通常枠でお願ひしたい、何回も言っているんですよ。そ

れが、通常で持つてくると満額出ないかもしれない、もうちょっと時間が掛かるかもしれない、すぐ出ますよと。これは、大臣、考えてください、どこの誰が政権を取っていても、環境省の中でやっていることなんですよ。じゃ、自由民主党さん、民主党さん、環境省という部署がなくなるんですか、この課がなくなるんですか。通常にありますよね。

だとしたら、大臣、今大臣なことから、過去のことも調べなきゃいけないし、これ、さつきも言うとおり、手も挙げていない、表明もしていない。堺市の肩を持つわけじゃありませんけれども、私もはできません、ほかの通常枠でやらせてください。環境省が駄目だと、内示する。本当に振り込む詐欺ですよ、大臣。もう一度お聞きします。

○国務大臣（石原伸晃君） 何度も御答弁させていただいておりますが、受入れの見通しをしっかりと立てた上で交付するというのがこれ当たり前なんです。こういうことはもうこれからは当たり前にするようにという指示をしておりますが、当時の震災が起こったすぐ後のこの混乱状態の中で、誰もやらない中で様々なことがあったうちの一つの事例でありますし、このケースは市の中でその問題をめぐって賛成派、反対派が様々な政治闘争を繰り広げているということも私は報道で拝見をさせていただいたことがあります。

○平山誠君 ほかにも質問ありますから、長くはなりませんが、もう一度言っておきます。

大臣、このことは大臣が報道で知るべきことではありません。ちゃんと下から報告を受け、担当者から受け、ちゃんと調べるべきものだと思います。そして、この新聞にも書いてあります。当時瓦れきが、最初例えは百あったものがよく調べていたら十ぐらいしかなかった、もう広域の瓦れきも出すことができない。だから、それはいいと言っているんですよ。出しているんですから、二十四年五月ですかね、指示を出して、瓦れきを受け入れていただける自治体に対しては支払いますよ、若しくは瓦れきはなくても返さなくていいですよ。堺市は手も挙げていない。大阪市は手を挙げていたらいいんですけども、堺市は手も挙げていない。なのにそこにお金が入るって、これ本当にほかの委員の皆さん、おかしくないですか、私だけがおかしいと思っているんですか。申込みをしていないところに支給するんですよ。

普通はこういう交付金は、先ほども言いましたけれども、数々の書類やアセスのいろんな地域の書類を添えて、こういうごみ処理場を造りたいんですけれども願ひしますという要望を出して、それを調べてここに出してほしいというの、環境省内部で通常に循環型社会形成推進交付金というのを出すんじゃないですか。でも、それでは出さな

いで、ここの復興で出しますよというのはおかしいです。手を離さないに出す、書類が申請が来ていないのに申請を突き直して出すというのはおかしいですよ。

大臣、大臣にお伺いします。

○委員長（北川イッセイ君） 榎原部長、簡潔に答弁ください。

○政府参考人（榎原成元君） 事実関係なのでちよつと御答弁させていただきたいと思いますが、本交付金につきましては、当時、震災半年後にもそういう広域処理が全然進まないということもございまして、また、二十三年八月の災害廃棄物処理特別措置法におきましても、こういった広域処理についての要請等をしつかりするようにと言われております。

それで、当時、各自治体に広域処理の協力をお願いできるだろうかという調査をして、堺市からもそういう検討をするということの回答をいただいております。

○平山誠君 先ほどから瓦れきの処理が当時なかった、なかったと言いますが、私は昨年の環境委員会でも、もう瓦れきがないのに瓦れきの処理をするのはおかしいでしょうというのを向こう方の席の方から質問もさせていただきました。もうそのときから、一年たった瓦れきなかなかなかったというのは分かったんですよ。にもかかわらず、

環境省はそれも改めませず、国民から血税という二十五年間、二・一%所得税上乘せ、そして、来年からの住民税千円、十年間上乘せを、本当に一生懸命復興のために、東北の皆さんのために、被災者のためにやっているお金を、環境省は改めませず、大きなお金を余ったから使ったと。

そして、もう一件ちよつとお伺いしたいことがあるんですが、これもちよつと変わった事例なんですよ。二十六日、瓦れきを受け入れて、高岡市の清掃工場で焼却しました。ところが、この復興に関する交付金が、高岡、氷見、小矢部、三市の高岡地区広域事業組合というところにお金が入ってきたんですよ。これおかしくないですか。高岡市が瓦れきを受け入れて高岡市に交付されるんだしたら誰でも不思議じゃないですよ。高岡市で焼却して、高岡市が受け入れた。しかし、三市に対して、高岡、氷見市、小矢部市の三市が広域事業組合、そちらにお金が入ると。全然違う自治体にお金が入ってくる。これっておかしくないですか、大臣。

○政府参考人（榎原成元君） 今のケースでございます。今、広域事務組合をつくりまして新たにごみ処理を始めようとしております。その観点で、高岡市の処理事業はそのまま広域組合として続けられることに

なりますので、事実上一体なものでございまして。

○平山誠君 皆さん、皆さんの県、国へお帰りになって聞いてくださいよ、県にも市にも。市と広域の、三市とか二市とか町とかで広域の自治体は別の自治体ですよ。一つ入っているから同じ自治体なんて考え方は、皆さん、聞いてくださいよ、地方自治法なんかにもありますよ、ちゃんと聞いてくださいよ。これ、時間がありませんから、おかしいと思えますが。

大臣、こういうふうに不思議なことがいっぱい出てくる。これを今浄化するという、今大臣は初めてお聞きになったのかも知れない、先ほど報道で見たというようなことかもしれない。大臣は大臣として、この件、このような件が出てくること、おかしいと思いませんか。

○國務大臣（石原伸晃君） 何度も御答弁させていただいておりますように、当時には当時の混乱した中での前政権の苦悩あるいは処理を迅速化しなければいけないというものがあつたことは私は事実だと思えます。そんな中でこういう事実があり、今後はこういう交付に当たってはちゃんと、絶対盤がどれだけあつて、どれだけの自治体がどう受けるのかということを見積もってしっかりとやるというふうに私は指示をさせていただいておりますので、今後同じような災害がございしましたら、環境省としてもこのようにはないと思えます。

【未定稿】

平成25年6月11日 環境

○平山誠君 私は大臣に責任を取れなんて言っているんじゃないかと、これは前政権であっても今政権であっても環境省内で行われたことなんですよ。県庁のことにしても、手も挙げていない、要望書も出してない、申請書も出してないところに交付金が来る。また、報道のように、東京や埼玉、本来、瓦れき燃やしてないところに来るのもおかしいじゃないですか。途中から改めればいじやないですか。それが支給前だったら、何も返せとかいう問題じゃなくて、これは通常枠、要するに、ごみ焼却炉を造りたいですって申し込む通常枠で皆さんのところが申し込んでいるわけですよ。だから、通常枠に戻せばいいんですよ。それを、やっぱり、何度も言いますけれども、国民が一九九一年になって東北を、被災者の皆さんを助けようというときに、前政権がどうか、あの当時のことを考えてみればなんと言いうことはおかしいですよ。復興の被災者に使われていなければ、本当に被災者の皆さん、東北の地で涙ですよ。皆さん、そう思いませんか、ほかの委員の皆さん。お金が無駄遣いされているんですよ。

じゃ、このことを環境省でちゃんと調査なされて、当該環境委員会に報告されることを委員長にお願いいたします。

○委員長（北川イッセイ君） 梶原部長、答弁ありですか、どうですか。

○政府参考人（梶原成元君） 今の件でございますけれども、事実関係について御説明を申し上げたいと思います。

まず一点目でございますが、高岡と高岡広域の事務組合の件でございますけれども、実際に高岡市は今広域処理のごみを引き受けていたというお話を聞いて、その上で、その自治体は今一部事務組合を組んで新たな炉を造っていくという作業をされていると伺っております。

それと、見直しの件でございますが、先ほど委員御指摘のように、復興復旧予算を使った交付金事業につきましては、実際のその廃棄物の処理量につきましては、瓦れきの処理が進むに従いまして実際の瓦れきの量が分かってまいりますし、また、できるだけ地元での、発災地での処理を進めるといふことで進めておりまして、広域処理に回るごみの量も減ったことも事実でございます。

それに当たりましては、昨年の八月に実際のその補助金のケースを見直しまして、当時元着手であった事業、あるいは県としては受入れを検討したけれども市町村では検討自体がなかったということが判明したものと、あるいは実際に整備対象となる施設が広域処理の受入れとは違っていたものなどについて、復興予算から一般会計への振替もしております。

以上、事実関係でございますので。

○委員長（北川イッセイ君） よろしいですか。

○平山誠君 委員長に、環境省で調査をなされて当該環境委員会に報告されるようお願いいたしますと委員長に言いましたけど。

○委員長（北川イッセイ君） はい。また理事会で協議します。

○平山誠君 これは大臣も環境省の皆さんも余り真剣に思っていないようなので、会計検査院の方にもちゃんと調査していただいて報告をいただくよう、併せて今後お願いしてまいります。

ただ、大臣、本当にこれは事実でありますので、一回ちゃんと調査していただくようお願いいたします。

これで質問を終わります。

○委員長（北川イッセイ君） 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会